

社会保険労務士事務所リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

◆マイナンバーカードが保険証として使えます

政府が、マイナンバーカード普及を目指し、大きな弾みと考えるマイナンバーカードの健康保険証利用が、いよいよ3月からスタートします。

利用申し込みについては昨年8月から始まっており、マイナポイント利用と共に登録された方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

今回は、マイナンバーカードの保険証登録のメリットとその登録方法をご案内していきたいと思います。

6つのメリット

①健康保険証としてずっと使える！

就職や転職、引っ越しをしても保険証の切り替えを待たずにカードで受診できます。

②医療保険の資格確認がスピーディーに！

カードリーダーにかざしてスムーズな受付が可能になります。

③手続きなしで限度額以上の一時的な支払いが不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除されます。

④健康管理や医療の質が向上！

自分の特定検診情報(2021年3月～)、薬剤情報(2021年10月～)確認できるようになります。

⑤医療保険の事務コストの削減！

事務処理のコスト削減に繋がります。

⑥マイナンバーカードで医療費控除も便利に！

マイナポータルから医療費情報の確認(2021年10月～)と2021年度分の確定申告から医療費控除の手続きで自動入力が可能になります。

登録方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請ができます。

①スマートフォン

②パソコン

③証明用写真機

④郵便

※交付申請書をお持ちでない方は、専用サイトから手書きの交付申請書と封筒をダウンロードして郵送からの手続きが可能です。

トピックス

◆マイナンバーカードが保険証として使えます

◆今月の労務スケジュール

社会保険労務士事務所
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34-
13第一貝塚ビル302号

TEL:03-6709-8919

<http://www.kintaika-nrikenkyujo.jp>

◆3月の労務スケジュール

～3/31 2月分社会保険料納付

～3/10 2月分源泉徴収税額・
住民税額の納付



編集担当: 會田
編集責任者: 勝山

Copyright© 2021 Legal Networks